

第30回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 平成30年8月13日(月) 午前9時05分
2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
3. 閉会の年月日 平成30年8月13日(月) 午後9時33分

4. 出席委員(16人)の番号及び氏名

1番 澁谷 秀明	2番 太田 豪	3番 成田 悦夫	4番 高橋 洋美
5番 三浦 久利	6番 佐藤 正悟	7番 棟方 廣光	8番 川村 博行
9番 澁谷 和仁	10番 貴田 徳正	11番 瀬戸 弘之	12番 石村 孝憲
13番 瓜田 良一	14番 相馬 一二	15番 下山 勝源	16番 成田 春光

5. 欠席委員(0人)

なし

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 参与及び書記の任命
- 第3 議案第139号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の意見について
議案第140号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第141号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
議案第142号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
報告第78号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山 和洋	事務局次長 石村 浩一	総括主幹 齋藤 千帆	主事 阿保 龍治
------------	-------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会 午前9時05分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議長 只今の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第30回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、1番澁谷秀明委員と、2番太田豪委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、下山局長、石村次長、書記には齋藤総括主幹、阿保主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第139号から議案第142号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず最初に、議案第139号の審議に入ります。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第139号農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。
農地法施行令第15条1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。
この件は1件ございます。
場所につきましては、配付している資料の「第30回総会 議案第139号 第5条農地転用許可申請位置図」のとおりで、〇〇〇〇〇〇の近くです。
土地の表示は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積が497㎡です。
申請理由は、住宅建築となっています。
農地区分は第3種農地です。第3種農地は、原則許可できることとなっておりますので許可相当と認められます。
以上よろしく願います。

議 長 それでは、議案第139号について、現地調査をした委員から、報告をお願いします。
2番、太田豪委員。

太田委員 はい、2番、太田です。それでは報告をいたします。
去る8月7日、澁谷秀明委員、事務局と現地調査をいたしました。
場所は鶴田小学校から北東へ約400mのあたりに位置している、畑の転用申請であります。
申請地の面積は、497㎡で、転用目的は、住宅の建築です。
申請地の周りは、町道と譲渡人の畑であり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。
以上、報告を終わります。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第140号に関する、農地法処理基準第3の8に基づき現地調査した委員から報告をお願いします。
1番、澁谷秀明委員。

澁谷委員 はい、1番澁谷です。それでは、報告をいたします。
去る8月7日、太田豪委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が7件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議 長 それでは、議案第140号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第140号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は7件です。No.1からNo.7について説明いたします。
普通売買が2件、平成30年7月18日に行われた、鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、贈与が4件です。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議長 なお、この件に関して、鶴田町農業委員会会議規則第25条、委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項についてその議事に参与することが出来ないに基づき、本議案No.1の当事者である三浦久利委員の本案件終了まで退席を求めます。

【三浦委員退席】

議長 事務局から説明のありました議案第140号のNo.1について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
ただちに、表決に入ります。議案第140号のNo.1について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
本案件が終了したので、三浦久利委員を復帰させます。

【三浦委員着席】

議長 それでは、議案第140号のNo.2からNo.7について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第141号について事務局より説明願います。

事務局 議案第141号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第142号について事務局より説明願います。

事務局 議案第142号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間については、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第139号から議案第142号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第78号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第78号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午前9時17分)

議 長 再開します。(午前9時32分)
本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第30回鶴田町農業委員会総会
を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午前9時33分)